令和６年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会

発達障がい児者支援体制整備検討部会議事録

日　時：令和６年８月９日（金）　１４：３０～１６：３０

場　所：大阪府立労働センター　6階606号室

出席委員（五十音順）

馬場　智代 熊取町障がい福祉課　課長

岡　あゆみ 大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか　センター長代理

小田　浩伸 大阪大谷大学　教育学部長

片山　泰一 大阪大学大学院（大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学）連合小児発達学研究科 教授

北川　淳 泉佐野市　健康福祉部　地域共生推進課　障害福祉総務担当参事

黒田　健治 阪南病院　院長（一般社団法人　大阪精神科病院協会）

新澤　伸子 武庫川女子大学　教授

平山　哲 　　地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター　子どものこ

ころの診療科　副部長

藤原　博子 大阪ＬＤ親の会「おたふく会」　副代表

前川　たかし 一般社団法人　大阪府医師会　理事

松本　孝 　　　独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構　大阪支部　大阪障害者

職業センター　所長

宮田　利雄 大阪労働局職業安定部職業対策課　課長

＜開会＞

〇事務局

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会発達障がい者支援体制整備検討部会を開催させていただきます。まず、会議の開催に先立ち、大阪府医療監　永井からご挨拶申し上げます。

〇医療監挨拶

皆様こんにちは。改めまして医療監の永井でございます。本日大変お忙しい中、また命の危険と言われているほど今年暑い夏でございますが、そのような時間にこのような会議を開催させていただきましたところ皆様お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃より大阪府におきます障がい福祉行政の推進につきましてもご理解とご協力をいただいておりますことを重ねており申し上げたいと思います。

大阪府におきましては障がいの有無に関わらず、全ての人が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現を目指すことを目標といたしまして、第5次大阪府障がい者計画に基づき障がい者政策を推進しておるところでございます。

この計画は今年の3月に改定したばかりでございますが、発達障がい者支援政策につきましても引き続き専門性の高い分野として、最重点施策の一つでとして位置づけておりまして、強力に推進することとしております。

発達障がい者に対するライフステージに応じた切れ目のない支援につきましては、今後更なる取り組みを展開してまいりたいと考えております。こうした中、国におきまして発達障がいを取り巻く状況について大きな動きがございました。皆様ご承知の通り、今年の4月の児童福祉法改正によりまして、地域の障がい児支援において、児童発達支援センターが中核的な役割を担う機関といたしまして明確化がなされました。その推進を図るための報酬の改定も行われたところでございます。

また母子保健医療対策の充実強化の一環といたしまして、1ヶ月児また、5歳児の健康診断の実施を支援する国庫補助の事業の創設等も行われたところでございます。本日の会議では、こうした国の動きや、またそれに伴う府内の市町村における動きを踏まえまして、これまで発達支援拠点が長年培ってまいりました発達障がい支援の専門的なノウハウや、またそのスキルを発揮する「大阪型の障がい児支援の充実・強化」のあり方を初めといたしまして、発達特性のある子どもの支援のスキームについてご審議いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野における専門的な見地から、忌憚のないご意見、ご提案をいただきますとともに、発達障がい児者への支援施策の充実に向け、引き続きご協力をいただきますよう、お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの開会の挨拶とさせていただきます。

〇事務局

（委員の紹介、資料の確認、会議の公開についての説明）

〇部会長

はい改めまして今日はどうぞ皆様方よろしくお願いいたします。

それでは議題1から始めたいと思いますが発達支援拠点及び発達障がい者支援センターのあり方についてと、いうところで事務局から説明をお願いいたします。

〇事務局

議題１「発達支援拠点及び発達障がい者支援センターのあり方について」資料１、資料２に基づき説明。

〇部会長

はい、ありがとうございました。ただいまの発達支援拠点及び発達障がい者支援センターのあり方についてというところで、これまで議論されてきたことをかなり盛り込んで今年度に入って行われたこどもワーキングの意見をしっかりと取り入れて、府としての方針について明確に示していただいたかと思います。

この全国的に先進的な取り組みとなる発達支援拠点が、この児童福祉法の改正後も、その専門性を市町村や児発センターと連携してさらに発揮していただくための案として、発達障がい者支援センターに位置づけて、地域支援マネジャーを配置するというこういった説明だったかと思います。

先ほど申し上げたようにこどもワーキンググループで出た意見を踏まえ、全体の方針、それから発達障がい者支援センターを始めとする広域の専門機関に対する役割についてまた今後の発達支援拠点の名称について委員の皆様方各自が思っていらっしゃるところ率直に意見交換をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。まずどなたからでもご意見がある方手を挙げていただけますでしょうか。いかがでしょう。一番最初は喋りにくいかと思いますけれども、よろしいですか、とりあえずトップバッター。緊張されるかもしれませんが、いきなりなので、気の毒かもしれませんが、中核機能を確保する市町村の立場ということで、順に、何かご意見あるいはコメントでも結構です。いただけますでしょうか。

○委員

よろしくお願いします。私の方は担当としては、主に成人の方の担当になるのですが、発達障がいの相談については、児童発達支援センターの方が設置されておりまして、個別の相談についてはそちらの方でお聞きしておりますので、相談機能をつけないということについては正しい方向かなと思っております。

ただ児童発達支援センターについても、市内の事業所さんについての支援についてはちょっと戸惑っておられる部分があるようなので、そちらについては支援が必要かなと思っております。

○部会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員

私の方も具体的な相談支援などは、子育て支援課の方で行っておりまして、私の担当の方は通所の支給決定などが主になりますので、ちょっと全体像がわからない中で申し上げるところなんですが。

21ページのこのワーキングで出てこられる意見と、マネジャーの市町村の認知度が高くないとか、それから、フローチャートのようなものがあればいいというようなことで。私もそういうマネジャーさんの業務の棲み分けなどが、もうひとつ明確にわからないところなので、この辺のフローチャートなどあればいいかなと私も思いました。以上です。

○部会長

ありがとうございます。これ今までどんな役に立つのか、どんなふうにいいことが起きるのかっていうところが、まだ十分に使っていないところにしては、わかりにくかったんじゃないかと思います。ただし非常にやはり地域支援マネジャーの事業というのがいいということで、今回こういった形に収斂してきているんですが、まず拠点センターの立場としてご意見いただけますか。有効性なども含めて、少しご意見いただければ。

○委員

はい。資料の15ページというところになるんですけれども、交通の便が良くて来所に対するハードルが低いっていうふうに書いていただいているんですけれども、実際低いことはないんじゃないかなっていうふうに思いまして。

アウトおおさかの相談状況として、初回のインテーク相談で、やっぱり待っていただいている時間っていうのは約1ヶ月以上ちょっと待っていただいているっていう状況もありますし、来所っていうふうになると皆さん半日以上の休みだったり、一日休みを取ってきてくださる方も、多いっていうところがあるので。府内に一ヶ所のセンターにしか専門的な発達障がいの相談機能がないっていうところは、府民の方にとってまだまだその辺は充実していないのかなっていうのは思うところです。

手法の効率性っていうところで、市町村さんに設置されている相談窓口の機能を底上げするために発達支援拠点の専門性を発揮する方がより効果的ともあるんですけれども、実際拠点さんには相談していないので。今の拠点の、事業所への機関支援っていうのも、根拠になるっていうのは個別の療育っていうところをやっているからこそできることなのかなと思うと、その相談機能を今やっていないのにここの市町村さんの相談機能の底上げっていうのを図っていくっていうのはまだまだ難しいと思うので。

センターのブランチ化っていうところもあったと思うんですけれども。この機関支援を地マネというふうに位置づけてやっていくっていうところがゴールになってしまわないように、今後も継続的に議論していくっていうことは必要なのかなというふうに思いますし。

あと以前、大阪府さんに取っていただいた市町村向けのアンケートでも多分わかったことかなと思うんですけれども、情報提供とかだったらまだまだ市町村の窓口でできるようになってきたかなと思うんですけれども。見えない障がい特性に基づいた適切な支援っていうところの相談っていうのは、まだまだ市町村の窓口では難しい状況にあるなと思いますし、特に小規模市っていうのは自前で発達障がいの専門機関とかっていうところを持つっていうのは難しいかなと思いますので、その辺はやっぱりまだまだ府域のあの資源を活用する必要があるので、アクトおおさかと拠点との専門性っていうのを市町村さんにも活用していただくっていうのが今大切というか、現実的なのかなと思うと。そうですね、アクトおおさかの相談だけっていうところではまだまだ難しいんじゃないかなというふうに思っています。

○部会長

はい、ありがとうございます。ちょっと助け舟を出していただけないでしょうか。今回の形について。

○委員

はい。アクトおおさかの創設からかかわっていたという立場で昔のことを思い出しますと、今回のこのご提案と言いますのは、実は最初アクトおおさかが府域で一ヶ所だけということで始まったときに、例えばですね、もう少し北海道とか兵庫県とか、地理的に広域を扱っているセンターは早い時期からブランチを設置していっていまして、大阪府の方式はそのブランチという形式はとらずに個別の発達支援も充実させるために発達支援拠点を６圏域に配置したっていうところからのスタートだったと思うんですね。平成16年にそういう青写真を描いたときに、発達支援拠点が設置された後、ゆくゆくは、もう少し年齢の高いライフステージ全てにわたる、アクトおおさかの機能に準ずるような形のブランチっていうことも想定はしていたと思うんです。

そういう流れの中で今指摘されたようにですね、今のこの大きな第一歩といいますか、発達支援拠点を圏域の発達障がい者支援センターとして位置づけるといういわば大阪府の、先ほども大阪の独自方式というふうに説明があったように、大阪府のお墨付きをいただいて。しかもその法的な根拠というところで、児発センターは児童福祉法を根拠に置いていますけれども、発達支援拠点は何の根拠もなかったところを、発達障害者支援法に基づくところのということと、発達障がい支援マネジャーを配置するということでずいぶん位置づけ的にもクリアになったと思いますし、すごく大きな一歩だなと思います。

ただ残された課題として、間接支援、地域支援を担っているけれども直接のご相談等はお受けしていないというところの部分について、今後もう少し成長していく必要があると思いますし。まだまだ児童に関しては、市町村の相談支援事業所が実態としては児童についてはセルフプランで行っているところも多いかと思いますし。発達障がいに特化したようなその相談についてはなかなか難しいというのが実情ということもありますので、相談機能については今後も検討し続けていく必要があるかなというふうに思います。

それと確認なんですけれども、今回発達支援拠点を圏域の発達障がい者支援センターというふうに位置づけるということですが、今の時点では18歳未満っていうふうな想定で大阪府のほうでご提案されているというふうに理解してよろしいでしょうか。その最後の一点だけちょっと確認させていただいて、あとは今回のご提案につきましては、大きな一歩かなというふうに思います。

ただ予算的な位置づけが実際どれぐらいあるのかっていうところで、受託法人さんが担う役割が全く減らないけれども、位置づけだけ明確にされて、それに伴う予算的なことがどれぐらいつくのかなというところが課題かなとは思います。以上です。

○部会長

ありがとうございました。年齢の部分については、事務局のほうからご発言いただけますか。

○事務局

様々なご意見ありがとうございます。今まで発達支援拠点がですね、子ども中心でやっていたというベース案もございますので、これをいきなり拡大するというのはなかなか難しいというのは現実的にあると思います。

ただそこはですね、やはり子ども中心っていうのは中心でまずは進めさせていただきたいなと考えておりますので、ただ法人さんによってですね、例えば13ページ目の、地域支援マネジャーの具体的役割の多様なニーズに対応した地域支援ということで例示書かせていただいていますけれども、基本的に子ども中心ですけれども、場合によっては成人事業者との連携もですね、可能であれば、取り組んでいただきたいなということを考えております。

例えばですね、生活介護は15歳ぐらいで利用できますし、大人のサービスも使える場合もございますので、そういった面は、発達障害者支援法というのは、福祉法ではなくて各分野にまたがる法律ですので、引き続きちょっとそういった今後の可能性は残していきたいということで考えております。よろしくお願いいたします。

○部会長

ありがとうございます。そうしましたらもう少しだけ今の議論に関して、就労支援を行う上で発達障がい者支援センターに求める役割とか、日頃の連携というところで、何か今のお話を聞いて、ご意見いただきたいんですが。お願いいたします。

○委員

すみません。意見ではないんですけれど、ちょうど私どもの方でも、ハローワークは大阪府内に16ヶ所あるんですけれども、その中で出先機関で新卒応援ハローワークというのがございまして。そちらの方でも今の現状といいますかね、大学、高等学校等々から非常に、就職をした後に、発達障がい、準ずる方ですね、わかってということがございまして。就職する段階ではまだ気づいてないんですけれど、行ったら、何かみんなと違うなと。仕事をやっていたら。そういう現状というのがありまして。まだちょっと対外的にオープンでやっているわけじゃないんですけれど、その新卒応援ハローワークがそういった大学なり専門学校等々から、そういった学校側からですね、先生方からそういうのがございまして。ちょっとその新卒ハローワークの中に専門支援コーナーというのをちょうど先月、７月の下旬から立ち上げまして。対外的にアピールしすぎると、どっと生徒が来られるとちょっと、というところがございまして、それはちょっと新卒ハローワークの事情なんですが。それでスタートは大学の方にお声をかけながらやってみて。やはりこれから先もやっぱり発達障がいの方って増えるのかなというところがございますんで、直接の意見ということではないんですが、こういった形で大阪府さんの方で展開を今されているのを見ると、早い段階でわかっていってってなると将来的に全然やっぱり違いが出てくるのかなと思うんで、非常にそういう意味では私どもとしては取り組みになっていくんではないかなというふうに感じております。

○部会長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○委員

今後の期待ということも含めてお話をさせていただきたいと思います。私どもも就労支援ということで、成人期の発達障がいの方のご相談支援に特化しております。お話ありましたけれども、成人期になって、働くようになって診断を受ける。働くようになって非常にやっぱり困って苦しい思いをして、打ちのめされて初めて医療機関に行って、やっぱり障がいだったんだっていうことで診断を受ける方がいらっしゃって。そういう方も非常にまだまだ相談に多く来られています。学齢期の時代にはなかなかそういったチャンスがなかったという方々がですね。そういった方々がやはりご相談できる場っていうのが、本当に必要だなと思っているところです。

私、十数年前にも大阪の職業センターに勤務していまして、当時業務している中でかなりアクトおおさか様とご連携しながら、個別のご相談でケースワーク的に一緒に関わっていただいたりですとか、ご本人が障がいがわかったんだけれども特性を理解していく、例えば傷つけられた心、メンタル不調をきたして、ストレス対処がなかなかうまくできないとか、怒りとの付き合い方がうまくできない、そういった方なんか、ちょっと個別にご相談をしていただきながら、就職、いわゆる働くというところで私達が連携しながらサポートしていくというような体制、何ケースも取っていたなあと思うんですけれども。今回戻ってきて所内でお話をしていて、そういった部分を地域発達支援センターとご相談しながらできないかなという話をするとですね、なかなか今、やっぱり発達障がい者支援センターも、先ほどもう一ヶ月はやっぱり待っているという。なかなかやっぱり相談が、時間をとってしていただきにくいような状況もあるということで聞くこともございます。

今回拠点で特化しようということだったんですけれども。以前も聞かれたように、やっぱり対象が児童であるということで、成人期のそういった方々の、今回拠点の中では個別相談を実施しないということですけれど、やはりあの個別相談を実施してですね、関わっていただける機関というのが本当に必要なんだなと思っております。時間をかけてご本人の特性を理解していくような、そんなところをぜひ次のステップ、その次のステップになるのかもしれないんですけれども、また広げていっていただけるといいのかなと思います。

もともとこの拠点が、名称的にも「こども発達支援センター」、「こども」とついているところがございましたので、やはり成人期はなかなか対象ではないんだなというところがわかったんですけれども。名称もですね、圏域発達障がい者支援センターとなると、地域の方々は成人期の方のご相談ができる機関ではないかなっていう期待を持たれると思うんです。少しその辺は考慮しながら検討いただけるといいのかなと思うところです。

○部会長

はい、ありがとうございました。もう少しそうしたら、当事者、むしろ小さいところからずっといろんな課題を抱えて、今多分大きくなってらっしゃる。いかがでしょうか。

○委員

ありがとうございます。先ほども地理的条件のところで言っていただいていた、この間のワーキングのときにもお話させていただいたんですが。おそらく小さい子どもを連れて、例えば相談とかっていうような形、相談機能が云々っていうのもあるんですけれど。なると、親って結構ヘトヘトに疲れているっていうのもありますし、親のほうもちょっと特性があったりすると、意外とこの交通機関に乗っていくっていうのが難しい。ちょっと距離があると難しい。先ほどスマホでぱっと見たんですが、岬町から例えば谷四まで行こうと思うと、１時間50分。箕面市から谷四も１時間20分ぐらいかかる。今、交通の便が良いとは言いますが、どんどんバスとかタクシーっていうのは利用が難しくなってきて、都会であっても交通っていうところは、電車はなくなるっていうことはあんまりないかもしれないですけれど、バスの便っていうのがなくなることを思えば、やっぱり一ヶ所でっていうのが。果たして大阪そんなに便利がいいのか。多分よその都道府県になると車で行くっていう可能性もあると思うんですね、駐車場があって。でも大阪って大阪市内、車停められませんよね。多分無料では相談しているときに無料で停めて、じっくり何か情報を得たりとかっていうことも、多分難しいってなると、やっぱり拠点について、圏域の部分についても数っていうのを一ヶ所っていうところは親の立場からすると、ちょっと厳しいかなっていうのは思います。

先ほど言っていただいていたように相談機能がないっていうところが、この間もお話ちょっとあったかと思うんですが。何とか中学までは頑張って相談色々、親のほうも行けても、高校行っていたけれどドロップアウトで辞めてしまってって言ったときに、いったいどこに相談に行けばいいんだろうっていうところが。児なのかっていうと、16歳以上になっていますし、高校3年生になると18歳っていうと一応成人になるっていうところとかで。親も家にいるとか学校行ってないっていうところがあっても、子どもなのか大人なのかっていうところがよくわからないちょうど中途半端なところで、その人たちって結構相談するところがなくて、親の会の最近メンターの相談もすごくその時期の人が。中学の受験っていうのもすごく多いんですけれど、高校行ったけど結局行けなくって、今家にいる。通信制に変わろうかどうしようか、この先をどうしていったらいいんだろうかの相談ができるところが見つけられないっていうことで、相談に来られるっていうことがすごく増えているので。ちょっとその辺りの人たちの相談の場所、なかなか市役所の窓口でも、役所の人も結構迷うっていうか、その辺りについては多分情報があんまりないっていうところが一番、役所としても困るとこなのかなと。高校行ってない子ども、成人してないので子どもですが、18歳が入るので、そこがまた子どもなのかっていうところがすごく中途半端なので。その辺りっていうのも今回いろいろ変えるところ、受け皿っていう部分ではお考えいただけるとすごくありがたいかなと思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございました。名称について先ほどご意見いただきました、貴重な意見だったと思うんですけれども。他に委員の皆さんの中で、今回この新しい名称ですね、発達支援拠点という名称を「圏域発達障がい者支援センター」という名称にしていくっていうところについて何かご意見あれば。名称のもっといい案というようなこともございましたら。どうですか。

○委員

はい。私普段子どもを診ていますので、児という言葉がなくなると児を対象とした人の相談はどうなるかなと。資料見ていますと12ページでその圏域発達障がい者支援センターの業務内容を書いてありますけれども、これ見ると基本的にはやっぱり機関支援を中心に考えていらっしゃるかなと思うんですが。じゃあ今も言われました、その児を見ている親が相談はどこに行けばいいのっていうのがすごく見えにくくなる。者になってしまうとより見えにくくなるから、一応こども家庭センターができるからそこでっていう話にもなるのかもしれませんけれども。私ども医療機関での初診統計見ますと、4分の3以上は基本相談ですので、やはり家族さん親御さんが相談できるっていうふうなところの機関が見える。で、その機関への支援っていうのであれば何となく児という言葉も欲しいなと、ちょっと思いました。以上です。

○部会長

ありがとうございます。「児」は入れられませんかね。もともとは「発達障害者支援センター」っていう言葉が原型であるので、ということですよね。

○事務局

そうですね、法律的にそういう名称になっているところがちょっと悩ましいところがありますけれども。

○部会長

はい。重要なご指摘かなというふうには思います。なんかそれがわかるようになったらいいなと。はい、どうぞ。

○委員

はい、失礼します。私は教育の立場から発言させていただきたいと思っているんですが、もうこの19ページのところの「教育との連携が課題となっていて、具体的にどうすればいいのか。学校との調整の中で…」もう本当にまさにここなんだろうなということですね。そもそも教育の中で、「圏域」っていう言葉をどれだけ知っているのかなっていうのはちょっと正直思うところがあるんですね。福祉圏域っていうのが、実は大阪府の特別支援教育の支援体制っていうのが20年前にできたときに、この圏域を意識して、泉南ブロックを入れて7ブロック1広域、広域っていうのは視覚聴覚病弱っていう形で、そういう大きな意味で７と１、合わせて8ブロックというのを作ってきたんですが。最近大阪市の支援学校が全部府になったということもあって、そこに大阪市が４つのブロックに分けて、今10ブロック。それを逆に福祉の方が、その教育の体制ってのはご存知かどうかっていうこともあると思うのですけれど。この福祉の圏域っていうのが、どうも教員の中であまりわかってないところなのではないかなっていうのは正直、今ふっと思っているんですよ。私はずっと行っているからわかるんですけれど、そう考えたら、名称でも「圏域」っていう言葉も含めてちょっとしっかり啓発していかなきゃな、ということ。

そしてやっぱり発達障がい者支援センターが、どんな機能があり、どんな情報を持っていて、どんなアドバイスをもらえるのかっていうことがわからなければ、連携しにくいんだろうなと。逆に教育ってどんなニーズがあるのかっていうところでいうと、やっぱり大きなニーズの中では発達障がいっていう人をどうするかっていうよりも、その子を含んだ、いわゆる集団づくりをどうするかとか、分かる授業をどうするか（編成するか）っていうところにやっぱり大きな着目をしている。場合によっては、一人っていうことであれば、その中でできる、通常の学級でできる合理的配慮は何なのかっていうそんなことだと思いますけれど。でも毎日のことですから、合理的配慮っていうよりももう基礎的環境整備でやっていくんだということで言うと、教育の中での課題になっていく部分があるかなと。そうなってくると、教育のニーズ、そしてこの発達障がい者支援センターのいわゆる機能とか役割とか、またどんな情報を持っているのかっていう、こうしたことを教員の研修の中にしっかり入れていかないと、おそらく教員が「聞いたことはあるけど」っていうところで終わってしまうかなと思います。

双方の連携というところで言うと、双方のニーズ、ないし持っているものっていうのをしっかりと理解していくっていうこと。これずいぶん経ってきてしまっているんですけど、さらにやっぱりその名称変更とともに、新たにそれをしていくことが課題かなといったことを思いました。

〇部会長

はい、ありがとうございます。今のお話も、それから最初のも皆様同じところで。やはりやっとこういう形の整理ができて、周知していきましょうということなので、まずその部分についてはかなり力を入れていかないといけないなと。

これ私達も、うちは池田市なんですけれど。以前池田市の発達のシステム会議って言って、いわゆる発達障がいを検討する会議があるんですけれど。そこに府の方に来ていただいて、その仕組みについて説明をしていただいたこともあったんですけれど。そのとき、普段からどんな社会的資源があるのかっていうことを必死になって見ていらっしゃる委員の皆さんですら、「こんな枠組みになっていたのか」って言って、驚かれて、「知っていたらもっと早く使ったのに」とかそういう話になって。それがまだ今の形になる以前のところですら、そうだったので。

今回せっかくこういう形を作っていかれるので、それは今日ご出席の先生方も皆様ぜひとも周知っていうところについて、協力いただけたらなというふうに思います。

〇委員

はい、ありがとうございます。普段診療している身からすればですね、減らないんですよ

ね、病院に来る方々は。なんで減らないかっていうのももちろん先ほどお話しましたが、調査もしてみますと、一つはやはり支援に繋げる関門といいますか、「診断がないと」とか、「医師の所見が」とか、そういうふうなことを非常に言われます。そうなっていきますと、やっぱりどうしても資料で言いますと、12ページの早期支援に取り向けた取り組みのところで大阪府も進められています初診待機解消事業というところもあろうかと思うんですけれども。一番最初の方のページでですね、「発達障がいと診断された者の数」と。子どもの数減っているのにこんだけ診断されているんやったら、それはどんだけ医療機関を増やしても追いつかんやろみたいなところもあるんですが。

先ほどもありました療育拠点ですよね。療育を受けるのに診断されていることという条件付きのところが確かあったかと思います、市町村枠ではまた別だと思うんですけれども。そうなりますと、結局すごく医療機関がボトルネックになるというふうな形で、支援が、となるのを、5歳児健診に当てはめて考えると、5歳児健診できる医者がどんだけ確保できるのかなと。その検診というのはあくまでスクリーニングですから、そこで引っ掛けた後、就学時健診とか、目的の違う検診にどう繋げるのかってなると、その繋ぎ役を市町村がどれだけ今の状況からさらに増やしていけるのかっていうふうなところは前提としてちょっと疑問に思いつつ。でもそこがボトルネックになって支援が進まないっていうのは、ちょっと何か視点の変換があってもいいのかなと。本来ならば支援って福祉ですから、医療がなくても福祉に繋がってくれればいいなと、僕の立場では思ったりするんですけれども。

そこの部分を医療と福祉で連携し合っていくっていうスタンスをそのままで何とかするのか、より福祉独自でできることをっていうふうになるのかってなると、その福祉でできることをもうちょっと何かしら市町村の現状を確認できるような項目があればいいなと思いました。ちょっと雑多になりましたが。

〇部会長

ありがとうございました。もう具体的な話で、ありがとうございます。それでは、ちょっと小さな子ではないですけれども普段、何かこの乳幼児健診に関しての、今の話についてご意見いただけますでしょうか。

〇委員

うちは子どももやっていますけれども、大人の精神科にしてみたら、乳幼児の方も来られますけれども、まだ、確定できるのか？それみたいな感じが、やっぱりありますもんね。様子を見ながらで仕方がないんではないですかね、ひょっとしたら統合失調症なのかもしれないし、発達障がいじゃなくって。そういったお子さんってその時点で診断するのは不可能ではないかなと思っている。ちょっと他からはずれているかも知れないけれど、診断したら、じゃあこの子統合失調症は絶対ないんですかっていう。それは長いこと診ていかないとわからないですよね。

だから、子どもだけで判断できない、まして大人診ていたら、やっぱり発達障がいがつけられない、完全に統合失調症になっているっていう方もいらっしゃいますので。健診だけで確定させてしまうのはこれ、流石にどうかなっていうのをちょっと思ったりもしますね。

〇部会長

ありがとうございます。私も本当そこはそう思います。診断ありきではなくてですね、やっぱり一人一人の凸凹をアセスメントしていって、一番その子に合った方法を持っていくような形っていうのが必要じゃないかと思っています。

お医者さん全般を見ていらっしゃる立場で、いかがでしょうか。

〇委員

今までお聞かせいただいて、明確な診断がどうこうよりも、全体としてぼわんと受けられるような体制をかかりつけ医が持てればいいのかなと。そのためには、ちゃんとした知識をアップデートしていく機会をかかりつけ医も持たないといけないのだろうなと思います。いろいろ勉強の機会を作らないといけないかなと。

特に産業医あるいは校医会、この辺りも研修の機会とかいうものを持つべきかもしれないし、また黒田先生おっしゃったように、診断ってそんな一発でつくわけでもないから、経過きっちり見ていくということは、普通の我々もあるし。僕自身も子どもの頃はADHDの特性が強く出ていたと思っていますので、何とか無事に来られているし、そういう支援も必要かなと思います。はい。

〇部会長

ありがとうございます。やっぱりこういう健診が学校の中に、上手に引き継がれるにはどういったところが大事ですか。

〇委員

そうですね。比較的3歳健診までは行動面とかっていうことがあるのですけれど、５歳児健診でやっぱり期待されるのがLDとかいう学習面に関することかなとは思うんですね。

それはやっぱり教育のほうに繋がっていくと一年生が非常にやっぱり今、就学支援委員会というところで四つの支援に関わっているんですね。総勢でやっぱり800人ぐらい関わっています。そのときに、IQ・DQが80前後の方が非常に多いんですねやっぱり。ということは、１歳ぐらい発達面でいうと遅れている子も、通常学級スタートなんですね。

そしたら通常一年生が相当大変というのが、この現状が大きいなと思います。ただ、このところをできるだけ理解した上で入っていかないと、小学校一年生は本当大変な状態になっているなということで。国で言う10％や12％じゃなくって、３割は気になるなということを思います、クラスの中で。そういった意味では５歳児健診から、やっぱり１年生に入っていくときの就学っていうところに、ある一定の根拠を持って、通常学級であっても、通常学級の中での支援っていうことを明確にして、通常枠に入っていかないと。ノーマークで入っていくと気がついたときにはもうすごくそういった意味では大変になっていて、場合によっては支援学級に在籍している子よりも成績が低くなっているっていうね、この現状を見ていると、やっぱり早い時期の学習面っていうことに着目していく。そういった意味での何か根拠となる検診となると、より良いなと思うし、それが支援学級にとかいうことじゃなくて、通常学級であっても一定の支援が、こういった支援が必要ということが引き継がれるような、そんなきめ細かく引き継がれていくことが大事かなということは思います。

〇部会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

〇委員

すみません。親の会のほうからお話をと思いまして手を挙げました。私実は前職が役所の保健師だったので、この現場の話っていうのはもう長年ずっと出ててっていうところの部分も知っているのと親の立場と両方なんですけれども。実際は私、手前味噌かもしれませんが、大阪府の保健師はどこの市町村もすごくよくやっていると思います。３歳半健診が終わってから就学まで何もしていないっていうことが本当に無くて、大体何かをやってその間を繋いではいるっていう現状があって、その中で５歳児健診に何のメリットが保護者としてはあって、やる市町村の立場もどんなメリットがあって。で、今小児科の先生すごく少ないので、もう私がいた市も３人の先生で健診をずっと回してもらっているっていうので、１人の先生の年齢がもうちょっと上になってきたらもう、健診が難しいというと、若い２人の先生でもう本当に大変な思いもして回していてっていうところで、マンパワーの部分と。どんな人にどんなメリットがあるか、学校にとってもどんなメリットがあるかっていうところがやっぱりデメリットを超えないと、やっぱり実施はちょっと難しいんじゃないかなっていうところで。キャパも、実際は市町村の方でしているっていう現状もあるのでそこも踏まえた上での考えっていうところも持っていただきたいですし。

うちの子どもはLDなんですけれども、あまり個人情報じゃないので大丈夫です。LDなんですけれど、なかなか小学校までで何かやれたかっていうと、実際はちょっと難しかったかなと思うんです。実際字を書くとか、計算をするっていうような、その場面に来たときに、あれ？ちょっとできないっていうか、すごく困難が生じているっていうところで言うと、５歳って何してたやろって言ったら、名前ぐらいは早い人だったら書く練習始めるけど５歳でしたかなっていう。６歳、やっぱり学校が目の前になってきたときに初めて字を書いてみようかとか、なんかそういうのをしているので。今の5歳の子って何しているんやろっていう実態がしっかり。５歳ってだいたい今の子は何をやっていて、発達課題としてどうなのかっていうところとかがちゃんとしないと、学校さんにもメリットが全然ないような気もするし。じゃあ５歳から２年とか１年半くらいの間で、学校でもうちょっと底上げしていけるための制度になってしまうのだったらちょっと違うかなと思うんです。もちろん支援してもらえて上がるっていうのはいいことではあるのだけど、学校で馴染むために頑張らせてするっていうふうにならないようにはしたいなと。困っている親と困っている子どもが救われる健診やったらいいんですけれど、目的がとかメリットを感じるところの方向が違うと、また違う方向に行きそうな気がして、親の立場としては。思うものがあります。

メンターの相談でも大概の人は、保健師の人にこういうの行ったらいいよとかっていうので、ちゃんと言われていたとかっていうことはだいたいあって、何かにかかっているっていうのはあります。ただ、やっぱりお仕事している親御さんがすごく今救われてないなっていうのがあって。やっぱりもう保育所に任せてしまっていたとかっていうことも多くて。うち多分日曜日にメンターの相談をやっているので、だから来やすいっていうところでおられるんです。アンガーマネージメントとかああいう研修とか、ペアレントトレーニングも親の会のほうで無料でやっているので、それも日曜日にやっているので、そういうのを利用したくて働く親御さんは来ているっていうのがあるんですけれど。

発達のある子どもを抱えると、親、どっちが仕事辞めなあかんっていう感じになってしまう社会のほうが、５歳児健診云々とかの前に。ちょっとそこのとこの解消を何とか考えてほしいなっていうのは、個人的にというか親の会としても、相談に来られる親御さんの代表としても、思うところがあります。すみません。

〇部会長

はい、ありがとうございました。

そしたら、今親の立場からお話いただきましたけれど、健診を実際に主体的にやられていて、発達に課題があると見つけた後のスキームということで今の府の話を受けて、実際に主体者としてやられている委員のほうから、またお願いいたします。

〇委員

健診のほうなんですが、１歳半健診と３歳児健診の方はさせていただいているんですけれども、こちら５歳児健診の方は、まださせていただいておりません。この４月から、健康推進課のほうから子ども家庭課という新しいのができまして。こども家庭センターというんですけれども。そちらに健診のほうの担当がつきまして、保健師さんが先生の調整等をやって健診行っているんですけれども、なかなかちょっと保健師さんの欠員が多くて、結構人員が足りなくて。今現在の１歳半健診、３歳児健診回すだけでもちょっと手いっぱいという感じを受けます。

そうは言っても小学校に入るときの引き継ぎ等については、その専門の会議を立ち上げて、そこでもちろん保護者さんの了解も得て情報提供はしているということは聞いております。

あと、自分で支援できるお母さん、お父さんならいいんですけれども、そのお父さんお母さんのほうに課題のある家庭が結構ありまして。そういったところはもう、泉佐野市の場合は包括支援センターという、子どもも高齢者も障がい者も総合的に支援するという相談支援センターを立ち上げておりまして、家族全体を包括的に支援する体制を取っておりますので、その中に包括支援センター担当であるとか障がい者担当者とか、保健師さんが入って協議しているという状況になっております。以上です。

〇部会長

はい、ありがとうございます。そしたら同じように、もう少し今度はわりと丁寧に一人一人診ておられるのじゃないかと想像しているのですが。

〇委員

例えば、５歳児健診ということで、検診の機会が多くなるのはいいことだとは思うんですけれども、５歳児健診から就学前の検診というのはわりと期間が短いと思われますので、そこで5歳児健診の意味づけというところが保護者にとっても、そして健診に携わっていただく先生も、ますます多忙になる。市町村も、私ども小さい市町村でしたらもう保健師がもう健診まわすだけでも苦慮しているっていう中で、メリットが。メリットっていう言い方をしたらいけないのかもしれませんけども、みんな大変で、それで何が効果があったんだろうかっていうところが、ないような健診の内容になればいいなと思いました。

あと先ほど発達障がいの診断ということで、お医者さんの意見を求められるっていうことで聞きましたけれど、お気持ちは大変よくわかります。私どもも例えば通所の支給決定をするときに、何もない中で、この人は本当に通所が必要なんだろうかっていうのはいつも苦慮しているところです。成人の方でしたら手帳を一応持っておられたりとか、診断が一定ある中で、ですけれども、子どもさんの場合は特に年齢が小さくなればなるほど、子どもさんの必要性というよりも、親のニーズ、親も育児に大変で、それが親からの発達障がいっていうレッテル付けみたいなのになっていないだろうかっていうところで、苦慮するところがありますので。やっぱり私たちとしては何らか、診断があればとてもありがたいなと思って、いつも支給決定に苦慮しているところです。

あと一つ、この資料の素朴な疑問であるんですけども、すみません、資料の２ページですか。乳幼児における支援の重要性と支援スキームを取り巻く状況等のところの左側の４つの枠の一番下のところですね。その下の行ですね、発達特性のある子どもを支援するための受け皿には課題も多いということなんですけれども、この受け皿というのは、具体的にどういうものを想定されているのかっていうところがちょっとわからないので、そこは何になるんでしょうか。質問です。

〇部会長

はい。では事務局お願いします。

〇事務局

はい。この前段に書かせていただいている医療機関の社会資源の数ですとか、心理士などの人材ですとか、事業所もそうですけれども、その後の繋ぎ先ですね、スクリーニングした後の繋ぎ先という意味での受け皿という記載をしております。

〇部会長

はい、大丈夫でしょうか。

他特になければ、お時間になっておりますので、先へ行かせていただいてよろしいでしょうか。

貴重なご意見をありがとうございました。

〇事務局

皆様からいただいたご意見を踏まえて、府におきましては、市町村の取り組み状況を把握させていただき、今後の施策に生かしていきたいと思います。それではここから報告事項になります。部会及びワーキンググループ委員の任期及び構成についていうところで、事務局から説明をいたします。

〇事務局

報告事項：「部会及びワーキンググループ委員の任期及び構成について」（資料４に基づき説明）

〇部会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から部会とワーキンググループ委員の任期の変更、それからその構成員の変更の提案についてご説明がございました。何かご意見ご質問ありますでしょうか。特にございませんかね。

それではこの件につきましては、当部会ワーキンググループにおいてより多角的な議論ができるよう事務局の方で手続きを進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、まだまだご意見あるかと思いますけれども本日の議事は以上でございます。

これまでですね部会及びワーキングっていうのが一時期非常に滞ってしまっていた時期がありました。

ただ、それまでにも本当に委員の皆様方、それから府の方々も、発達障がいの施策については、本当にしっかりと積み上げてきて今のところに至っています。

私も途中から関わらせていただいている中でも、本当にこの6拠点っていうのは全国で見ても、羨ましがられるほど専門性が高い機関であるところが、やはり24年の法改正によって、個別に、ダイレクトにできなくなってきてしまったので、その位置づけが非常に悩ましい。しかも法的根拠がないという先ほどおっしゃられたところ、これを今回、児童発達支援センターの機能強化ということと絡めて、とてもうまくまとめていただいたんじゃないかなというふうに思っているんですね。

ただし、これが要するに、現場に全く周知されないままいくと、こんな良い形があったんだって、過去形になってしまうことが非常に良くないことだと思いますので、ぜひともこれが広がっていってしっかりと現場に還元されて、子どもたち、あるいはご家族のためになっていくようにというところで、府の方はまた周知のところ、よろしく徹底の方よろしくお願いいたします。はいそれからあと事務局の方、特になければ、まずこの資料についてご説明いただきます。

〇委員

　（各委員より会報、配布物、成人発達障がい支援学会について案内）

〇事務局

本日、委員の皆様におかれましては貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和6年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会発達障がい者支援体制整備検討部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。次回の部会については、令和7年2月１０日を予定しております。委員の皆様には別途次回の開催のご案内を申し上げますので、よろしくお願いいたします。